

交付単価等

1 通常単価

(単位：円/10a)

区	分	交付単価	
傾斜等	田	急傾斜 (1/20以上)	21,000
		緩傾斜 (1/100以上)	8,000
	畑	急傾斜 (15度以上)	11,500
		緩傾斜 (8度以上)	3,500
	草地	急傾斜 (15度以上)	10,500
		緩傾斜 (8度以上)	3,000
		草地比率の高い草地 (70%以上)	1,500
	採草放 牧地	急傾斜 (15度以上)	1,000
緩傾斜 (8度以上)		300	
小区画・不整形	田のみ	8,000	
高齢化率・耕作 放棄率	田	8,000	
	畑	3,500	
	草地	3,000	

(注) この単価は、

集落協定にあっては、農業生産活動等の体制整備として取り組む場合に適用。

自作地を対象としている個別協定にあっては、農用地の利用権の設定等として取り組む場合に適用。

実施しない場合は、上表中の単価の80%とする。

2 規模拡大加算

(円/10a)

地目	交付単価	対象行為
田	1,500	認定農業者等及び集落協定参加者の新規就農者が平成17年度以降に新たに利用権の設定等又は農作業受委託により、5年以上継続して農業生産活動等を行う場合
畑	500	
草地	500	

3 土地利用調整加算

(円/10a)

地目	交付単価	対象行為
田	500	認定農業者等と集落協定参加農業者が、協定認定年度から平成21年度までに利用権の設定等又は農作業受委託契約をし、協定農用地の30%以上で実施する場合
畑	500	

(注) 規模拡大加算との重複交付はなし。

4 耕作放棄地復旧加算

(円/10a)

地目	交付単価	対象行為
田	1,500	集落協定又は個別協定において、協定認定年度から平成21年度までに協定農用地面積の3.5%以上で既耕作放棄地の復旧を実施する場合
畑	500	
草地	500	

5 法人設立加算

(円/10a)

地目	交付単価		対象行為
	特定農業法人	農業生産法人	
田	1,000	600	集落協定又は個別協定において、協定認定年度から平成21年度までに新たに農業生産法人又は特定農業法人が設立される場合(協定農用地のすべてに加算)
畑	750	500	
草地	750	500	
採草放牧地	750	500	

6 交付条件

- (1) 1 農業者当たり上限100万円(第三セクター、生産組織等を除く)
- (2) 農業所得が都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は、原則として交付されない。(担い手として集落協定で指定され、交付額全額を共同取組活動に充てる場合などは除く)